別紙第２号書式（第３条関係）

支　出　済　額　集　計　表

年度年金特別会計（　　勘定）

省所管　　年　　月分

科　目	支払計画示達額本月までの累計	支出済額						備　考
		本月分	本月れい入額	本月科目等更正額	本月分差引計	前月までの差引額	差引額	
	円	円	円	円	円	円	円	
何（項）	0	0	0	0	0	0	0	
何（目）	0	0	0	0	0	0	0	
何（目）	0	0	0	0	0	0	0	

年　　月　　日

総括部局長あて

所管部局長　官職　氏　　名　印

備考

１　用紙の寸法は、日本工業規格Ａ列４とする。

２　最終ページに（項）の合計を付すものとする。

３　（　）内には、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定、子ども・子育て支援勘定又は業務勘定の別を記入する。

別紙第３号書式（第７条関係）

第　　号

年　　月　　日

総括部局長宛

所管部局長　官職　氏　　名　印

支払元受高配分請求書

下記のとおり支払元受高の配分を請求する。

記

年度年金特別会計（　　勘定）

配分請求額＿＿＿＿＿＿円

区　分	金　額	備　考
今回請求額		
前回まで計		
合　計		

備考　１　用紙の寸法は、日本工業規格Ａ列４とする。

２　（　）内には、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定、子ども・子育て支援勘定又は業務勘定の別を記入する。

別紙第４号書式（第７条関係）

第　　号

年　　月　　日

所管部局長（官署支出官）宛

総括部局長（所管部局長）

官職　氏　　名　印

支払元受高配分通知書

下記のとおり支払元受高を配分する。

記

年度年金特別会計（　　勘定）

＿＿＿＿＿＿円

備考　１　用紙の寸法は、日本工業規格Ａ列４とする。

２　（　）内には、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定、子ども・子育て支援勘定又は業務勘定の別を記入する。

別紙第５号書式（第７条関係）

第　　号

年　　月　　日

所管部局長（総括部局長）宛

官署支出官（所管部局長）

官職　氏　　名　印

支払元受高返還通知書

下記のとおり支払元受高を返還する。

記

年度年金特別会計（　　勘定）

＿＿＿＿＿＿円

備考　１　用紙の寸法は、日本工業規格Ａ列４とする。

２　（　）内には、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定、子ども・子育て支援勘定又は業務勘定の別を記入する。

省　令

○総務省令第三十八号

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百六十一号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　総務大臣　山本　早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の九の次に次の一条を加える。

（法第二十三条第一項第四号の五イ(1)に規定する剰余金として計上したもの等）

第一条の九の二　法第二十三条第一項第四号の五イ(1)に規定する総務省令で定めるものは、会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二十九条第二項第一号に規定する額とする。

２　法第二十三条第一項第四号の五イ(3)に規定する剰余金として計上したもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十七条の規定により資本金の額を減少した場合　会社計算規則第二十七条第一項第一号に規定する額

二　会社法第四百四十八条の規定により準備金の額を減少した場合　会社計算規則第二十七条第一項第二号に規定する額